

コラム 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の改定において土木研究所の研究成果が反映

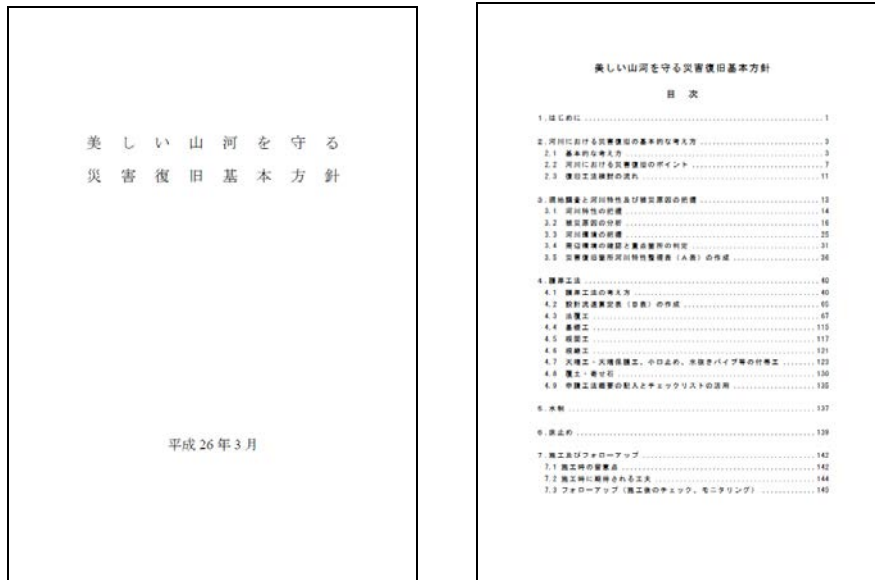


図-1 改定された「美しい山河を守る災害復旧基本方針」

平成26年3月に「美しい山河を守る災害復旧基本方針」が改定され、全国都道府県等に通知されました。

「美しい山河を守る災害復旧基本方針」は補助河川の単年度災害における査定、設計・施工に関するガイドラインであり、全国の補助河川において、特に河岸・水際部・護岸の災害復旧に際し、被災箇所に応用可能な護岸方法の選定や留意事項を検討する際に広く活用されています。ところが、被災を受けた自然護岸などの約7割がコンクリートブロック護岸で復旧されている一方で、必ずしも河川が本来有している環境や景観に着目した復旧となっていなかったため、現行の基本方針改定以降にとりまとめられた「多自然川づくり」に関する知見を災害復旧にも取り入れるべく、今回の改定に至りました。

本改定では、水環境研究グループ自然共生研究センターの研究成果が活用されただけでなく、改定内容の提案・骨子の策定など、改定作業の中心的役割を担いました。改定内容については、多自然川づくりに関する最新の知見として、①水際部への配慮、②重要な環境要素への配慮、③護岸における景観への配慮、④環境上重要な区間・箇所では特別に配慮、といった留意事項を反映するとともに、チェックリストを設けて設計の考え方が確実に現場へ反映できるプロセスを導入するなど、実効性のあるガイドラインとなるように工夫を図っています。

今後、本ガイドラインの改定について、国土交通省が主催する会議・講習会などで水環境研究グループ自然共生研究センターの職員が講師としての役割を担い周知する予定であり、今後の災害復旧事業において多自然川づくりが徹底されることが期待されます。